

第7回 憲法フェスタ in 府中

いま、憲法があぶない!

子どもたちに希望ある未来を

9条をかえていいの?

5月19日 (日)

12時15分開場 13時開会

府中グリーンプラザ
けやきホール



記念講演

「憲法を平和とくらしに
生かす社会へ」

日弁連前会長 弁護士

宇都宮健児 さん



日本弁護士連合会前会長。多重債務問題、消費者金融問題の専門家。日弁連消費者問題対策委員会委員長、東京弁護士会副会長、年越し派遣村名誉代表長などを歴任。現在は選対金曜日編集委員、全国ヤミ金融対策会議代表幹事、オウム真理教犯罪被害者支援機構理事長、反貧困ネットワーク代表を務める。

アトラクション

- ★オープニング 津軽三味線
 - ★都立府中西高等学校合唱部
 - ★合唱団白樺舞踊班
 - ★けやき混声合唱団
- 手話通訳あります—

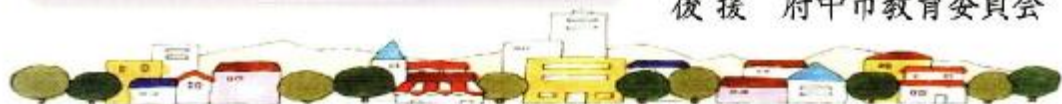
参加協力券 500円
(高校生以下無料)

平和のつどい実行委員会

連絡先 080-3389-0028 益田

<http://protect9.web.fc2.com/top.html>

後援 府中市教育委員会



府中市平和都市宣言制定26周年



今、世界の人々は、この美しい地球上で、日々安心して暮せる平和を願っています。

すべての核兵器と戦争をなくし、平和な世界を築くことは、人類共通の差し迫った課題です。

平和憲法の本質から非核三原則を遵守し、すべての国の人々と手を携え、かけがえない地球を真に平和なものにし、愛する郷土を未来に引き継ぐことは、私たちの責務です。

府中市は、平和への誓いを新たにし、心から世界平和の願いを込めて、ここに平和都市であることを宣言します。

一九八六年八月十五日

府中市平和都市宣言

二度と戦争をしないために

憲法第九条はつくられました

今から66年前の1947年に文部省から『あたらしい憲法のはなし』が発行され、中学生の教科書として広く使われました。そこには以下のように書かれています。

「こんどの憲法では、日本の国が決して二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。・・・しかし、みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっさよく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。」「みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。」



文部省が発行した『あたらしい憲法のはなし』の挿絵から

憲法第九条

- 1、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

